

高松市・塩江町合併協議会

第 3 回 会 議

参考資料

目 次

合併協定項目に係る現況と先進地域の事例

1	地域審議会の取扱い(協定項目第6号)について	1
2	議会の議員の定数及び任期の取扱い(協定項目第7号) について	3
3	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い(協定項目第8号) について	5
4	地方税の取扱い(協定項目第9号)について	7
5	一般職の職員の身分の取扱い(協定項目第10号)について	8
6	町名・字名の取扱い(協定項目第11号)について	9
7	慣行の取扱い(協定項目第12号)について	10
8	事務組織及び機構の取扱い(協定項目第13号)について	11
9	条例・規則等の取扱い(協定項目第14号)について	12
10	特別職の職員の身分の取扱い(協定項目第15号) について	13

地域審議会の取扱い(協定項目第6号)について

現 況	
高 松 市	塩 江 町
先進地域の事例	
平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、地域審議会を設置した市 2市	
<p>大船渡市</p> <p>1 名 称 大船渡市三陸地域審議会</p> <p>2 委員数等 15人(公共的団体の役職員5人、学識経験者7人<うち、合併前の町の議会議員4人>、公募3人)</p> <p>3 任 期 2年</p> <p>4 設置期間 平成13年11月15日(合併の日)～平成24年3月31日</p> <p>新居浜市</p> <p>1 名 称 新居浜市別子山地域審議会</p> <p>2 委員数等 7人(公共的団体の役職員1人、学識経験者3人<うち、合併前の村の議会議員1人>、公募3人<うち、合併前の村の議会議員1人>)</p> <p>3 任 期 2年</p> <p>4 設置期間 平成15年4月1日(合併の日)～平成25年3月31日</p> <p>.....</p> <p>福山市【参考/合併特例法に基づく地域審議会とは異なる】</p> <p>1 名 称 行政諮問委員</p> <p>2 委員数等 11人(合併前日に、合併前の町の議会議員であった者。ただし、合併後に福山市議会議員になった者があるときは、この者を除く)</p> <p>3 任 期 平成15年2月3日～平成16年4月30日(合併の日から福山市議会議員の残任期間に相当する期間)</p>	

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

地域審議会について【参考】

地域審議会とは、合併に伴う行政区域の拡大等により、住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなるのではないかという懸念があること等を踏まえ、平成11年の合併特例法改正により制度化されたものである。

地域審議会は、合併関係市町村の協議に基づき、次により設置することができる。

- (1) 期間 期限を定めて設置しなければならない。（建設計画の期間も考慮して定める必要がある。）
- (2) 区域 旧市町村の区域を単位とする。
- (3) 任務、役割 当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し、合併市町村の長の諮問に応じて審議し、又は必要と認める事項について合併市町村の長に意見を述べることとされている。
具体的な役割は、地域の実情に応じて判断されるべきものであるが、一般的には、次のようなものが考えられる。
 - ・ 合併市町村の長の諮問に応じて審議する。（市町村建設計画の変更・執行状況、基本構想・各種計画の策定・変更等）
 - ・ 合併市町村の長に、必要と認める事項について意見を述べる。（公共的施設の設置・管理運営、福祉・消防等の施策の実施状況等）
- (4) 組織、運営 合併関係市町村の議会の議決を経て、合併関係市町村の協議により定めることとされている。なお、協議が成立したときは、直ちにその内容を告示しなければならない。
- (5) その他 地域審議会を設置した場合、合併後に市町村建設計画を変更しようとするときは、あらかじめ当該地域審議会の意見を聴かなければならない。

市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）

（市町村建設計画の作成及び変更）

第5条1項～第7項 省略

第5条第8項 第6項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第5条の4第1項に規定する地域審議会が置かれている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かなければならない。

第5条第9項 省略

（地域審議会）

第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会（以下「地域審議会」という。）を置くことができる。

2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

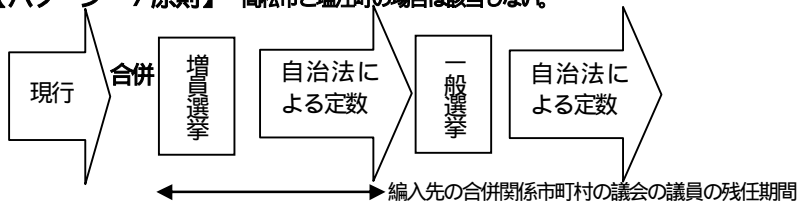
議会の議員の定数及び任期の取扱い(協定項目第7号)について

		現 況	
		高 松 市	塩 江 町
1	定数等	40人(条例) 現員数40人	10人(条例) ただし、次の一般選挙から適用 現員数12人
2	任期	平成15年5月2日~平成19年5月1日	平成13年9月29日~平成17年9月28日
3	報酬月額	議長 727,000円 副議長 647,000円 議員 608,000円	議長 325,000円 副議長 282,000円 議員 260,000円
先進地域の事例			
平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、			
定数特例を1回採用した市 1市 / 定数特例を2回採用した市 1市 / 在任特例を採用した市 7市 / 定数特例及び在任特例を採用した市 1市			
呉市【定数特例+定数特例】			
1	合併の期日	平成15年4月1日	
2	合併前の呉市の議員定数等	34人(任期 ~平成15年4月30日)	
3	合併前の町の議員定数等	10人(任期 ~平成15年4月29日)	
4	定数特例による増員数	1人	
5	定数特例を採用する期間	呉市議会議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議員の任期に相当する期間 (平成15年4月1日~平成19年4月30日)	
新潟市【在任特例】			
1	合併の期日	平成13年1月1日	
2	合併前の新潟市の議員任期	~平成15年5月 1日(定数48人)	
3	合併前の町の議員任期	~平成15年4月30日(定数22人)	
4	在任特例を採用する期間	新潟市議会議員の残任期間(平成13年1月1日~平成15年5月1日)	
新居浜市【在任特例+定数特例】			
1	合併の期日	平成15年4月1日	
2	合併前の新居浜市議会議員の定数等	34人(任期 ~平成15年5月1日)	
3	合併前の村の議員の定数等	8人(任期 ~平成15年4月29日)	
4	定数特例による増員数	1人	
5	在任特例を採用する期間	新居浜市議会議員の残任期間(平成15年4月1日~平成15年5月1日)	
6	定数特例を採用する期間	合併後最初に行われる一般選挙により選出される議員の任期に相当する期間 (平成15年5月2日~平成19年4月30日)	

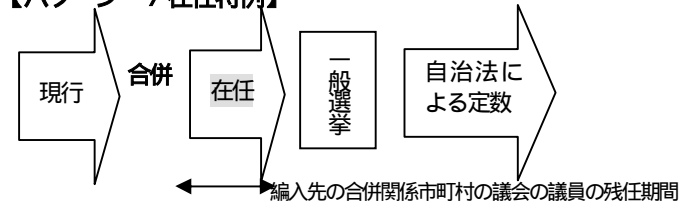
編入合併における議会の議員の定数及び任期の取扱いについて【参考】

地方自治法による原則		編入する市町村の議員の身分には変動がなく、編入される市町村の議員は、その身分を失う。 ただし、合併後の議員定数が増加する場合は、増員選挙を行う事由の生じた日から50日以内に増員選挙を行う。 【パターン】	
合併特例法による特例	定数特例	合併する市町村が協議を行い、編入をする市町村の条例定数（合併前の定数）に人口比率を乗じて得た数を、編入される市町村ごとの定数とし、それぞれ編入される市町村ごとに選挙区を設けて増員選挙を行う。 この増員選挙は、これを行う事由の生じた日（選挙管理委員会が公職選挙法第111条第3項の規定による定数増加の通知を受領した日）から50日以内に行う。 一方、編入をする市町村の議員の身分に変動はない。 【パターン】	編入合併の場合には、合併時に左記の「定数特例」により増員選挙を行う場合又は「在任特例」により引き続き議員として在任する場合は、合併後、最初に行われる一般選挙により選出される議員の任期相当期間についても、編入合併特例定数を適用し、編入される合併関係市町村の区域ごとに選挙区を設け、一般選挙を行うことができる。 【パターン・】
	在任特例	合併する市町村が協議を行い、編入される市町村の議員が、編入をする市町村の議員の残任期間に合わせて、引き続き在任する。 【パターン】	

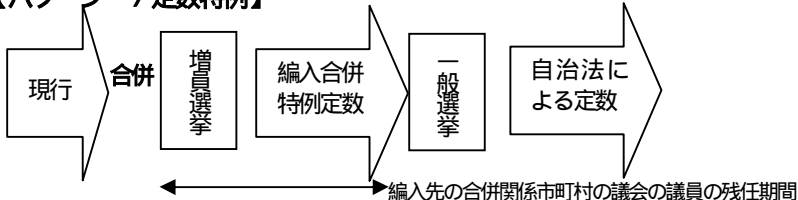
【パターン / 原則】 高松市と塩江町の場合は該当しない。



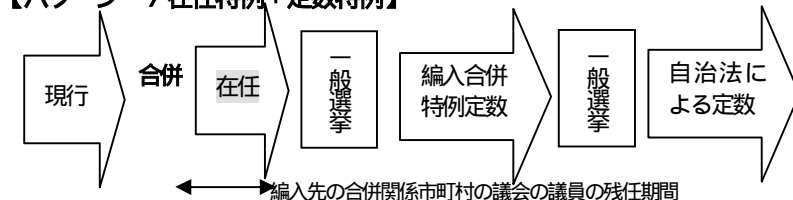
【パターン / 在任特例】



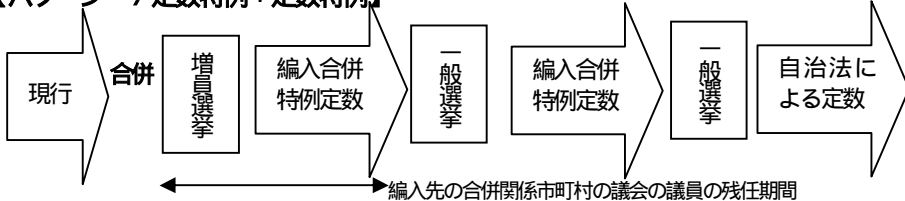
【パターン / 定数特例】



【パターン / 在任特例+定数特例】



【パターン / 定数特例+定数特例】



農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い（協定項目第8号）について

		現 況	
		高 松 市	塩 江 町
1	定数等	定数 48人 現員数48人	1 委員定数等 定数16人 現員数16人
2	任期	平成14年7月20日～平成17年7月19日	2 任期 平成14年7月20日～平成17年7月19日
3	報酬月額	会長 59,900円 会長代理 46,900円 委員（部会長）46,900円 委員（一般）41,700円	3 報酬月額 会長 18,300円 会長代理 16,600円 委員（一般）15,000円
4	委員構成	選挙による委員 40人 法12条1号委員 3人 法12条2号委員 5人	4 委員構成 選挙による委員 10人 法12条第1号委員 1人 法12条第2号委員 5人
先進地域の事例			
平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、旧市町ごとに農業委員会を設置した市 1市 / 編入する市の農業委員会に統合した市 9市			
編入する市の農業委員会に統合した9市のうち、旧町村の選挙による委員を全員在任させた市 6市 / 人数に制限を設けて在任させた市 3市			
新潟市 合併後、新潟市に置かれる農業委員会は、合併の期日における黒埼町の農業委員の任期の間は、現在、両市町に設置されている農業委員会の区域ごとに現行のまま設置する。 その後の取扱いについては、一体性確保の観点から、合併後の新潟市の全域を区域とする農業委員会に統合する。			
福山市 内海町の農業委員で選挙による委員である者は、合併特例法第8条第1項第2号の規定を適用し、福山市農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き在任するものとする。			
呉市 1 下蒲刈町農業委員会は、呉市農業委員会に統合する。 2 合併特例法第8条第1項第2号の規定により、下蒲刈町農業委員会の選挙による委員（注 10人）のうち4人に限り、呉市農業委員会の委員の残任期間、引き続き呉市農業委員会の選挙による委員として在任する。			

編入合併における農業委員会の委員の定数及び任期について【参考】

区 分		原 則	特例措置		
			内 容	根拠法令	
統 合	合併市町村の区域に一つの農業委員会を置く場合	在任	編入される合併関係市町村の委員はすべて失職し、編入する合併市町村の委員は在任する。	編入される合併関係市町村の選挙による委員のうち、協議により40人以内の範囲で定める数の者に限り、在任が可能	合併特例法第8条第1項、第2項
		任期		編入する合併市町村の選挙による委員の在任期間	
旧市町単位で設置	合併市町村に従前置かれていた農業委員会の区域をその区域として2以上の農業委員会を設置する場合	在任		従前の農業委員会が、そのまま存続する。従前の農業委員会の委員が、引き続き、存続する農業委員会の委員となる。	農業委員会法第34条第1項、第2項
		任期		従前の任期の残任期間	
新たに2以上の区域を設置	合併市町村に従前置かれていた農業委員会の区域をその区域としない2以上の農業委員会を設置する場合	在任		合併関係市町村の選挙による委員のうち、合併関係市町村の協議により、10人以上80人以内の範囲で定める数の者に限り、在任可能	合併特例法第8条第3項
		任期		合併関係市町村の協議により、合併後1年を超えない範囲内で定める期間	

注) 1 合併市町村に2以上の農業委員会を置くことができる要件としては、合併市町村の区域が24,000haを超える合併市町村、又は合併市町村の区域内の農地面積が7,000haを超える合併市町村とされ、例外的措置と考えられている。

【両市町の現況】

	高松市	塩江町	計
市町の面積(H15.4.1現在)	19,434ha	8,010ha	27,444ha
農地面積(農地基本台帳の面積)	6,226ha	413ha	6,639ha

地方税の取扱い(協定項目第9号)について

		現 況	
高 松 市		塩 江 町	
1	住民税(個人市民税)	均等割 2,500円/年(標準税率)	1 住民税(個人町民税) 均等割 2,000円/年(標準税率)
2	住民税(法人市民税)	税率 法人税額の14.7%(制限税率)	2 住民税(法人町民税) 税率 法人税額の12.3%(標準税率)
3	固定資産税	両市町共に同一の税額	3 固定資産税 両市町共に同一の税額
4	軽自動車税	ナンバープレートの再交付手数料 150円	4 軽自動車税 ナンバープレートの再交付手数料 100円
5	たばこ税	両市町共に同一の税額	5 たばこ税 両市町共に同一の税額
6	特別土地保有税	免税点 5,000㎡未満	6 特別土地保有税 免税点 10,000㎡未満
7	入湯税	入湯客1人1日につき150円	7 入湯税 入湯客1人1日につき100円
8	事業所税	あり	8 事業所税 なし
	国民健康保険料・税	料として徴収	国民健康保険料・税 税として賦課
先進地域の事例			
平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、不均一課税を行った市 8市			
不均一課税を行った8市の当該措置期間 合併年度のみ 2市 / 合併年度+3年度 4市 / 合併年度+5年度 1市 / その他 1市			
新潟市 地方税は、新潟市の制度に統一する。 ただし、住民税の個人均等割、都市計画税及び事業所税については、合併年度及びこれに続く3年度は不均一課税を実施する。 入湯税に関しては、福祉向上を図るために設置された「黒埼荘」での入湯については課税免除とする。			
呉市 地方税は、呉市の制度に統一する。 ただし、両市町で税率の異なるものについては、合併年度及びこれに続く5年度は不均一課税を実施する。			
福山市 地方税は、福山市の制度に統一する。 ただし、個人市民税及び法人市民税については、合併年度及びこれに続く3年度は不均一課税を実施する。 事業所税については、福山市は現行のとおりとし、内海町では合併年度及びこれに続く5年度は不均一課税を実施する。 特別土地保有税については、課税対象を内海町では、合併年度とこれに続く3年度は現行のとおりとする。			
【合併特例法における地方税に関する特例/参考】 合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関して著しい不均衡があるため、合併市町村の全域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合、又は市町村の合併によって承継した財産若しくは負債の額について合併関係市町村の相互の間に著しい差異があるため、合併市町村の全域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合には、合併が行われた年度及びこれに続く5年度に限って、課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。			



一般職の職員の身分の取扱い(協定項目第10号)について

現 況	
高 松 市	塩 江 町
1 職員数 3,340人(H15.4.1現在)	1 職員数 131人(H15.4.1現在)
2 職層別人数・比率 部長級 18人(0.6%) 部次長級 42人(1.3%) 課長級 140人(4.3%) 課長補佐級 222人(6.9%) 係長級 774人(24.0%) 一般職・教員等 2,030人(62.9%)	2 職層別人数・比率 部長級 0人(0.0%) 部次長級 0人(0.0%) 課長級 17人(13.0%) 課長補佐級 8人(6.1%) 係長級 14人(10.7%) 一般職 92人(70.2%)
上記2の人数・比率は県派遣職員等を除いた数値	
先進地域の事例	
<p>新潟市 黒埼町の定数内の職員は、すべて新潟市の職員として引き継ぐものとする。 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、新潟市の職員と不均衡が生じないように公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。</p> <p>福山市 内海町の定数内の職員は、すべて現員現給で福山市の職員として引き継ぐものとする。 その取扱いについての細目は、福山市及び内海町の長が別に協議して定めるものとする。</p> <p>新居浜市 別子山村の一般職の職員は、すべて新居浜市の一般職の職員として引き継ぐものとする。 別子山村の一般職の職員の給与、任用、配置その他の身分の取扱いについては、新居浜市の職員と均衡を失ないように公正に取り扱うものとする。</p>	

町名・字名の取扱い(協定項目第11号)について

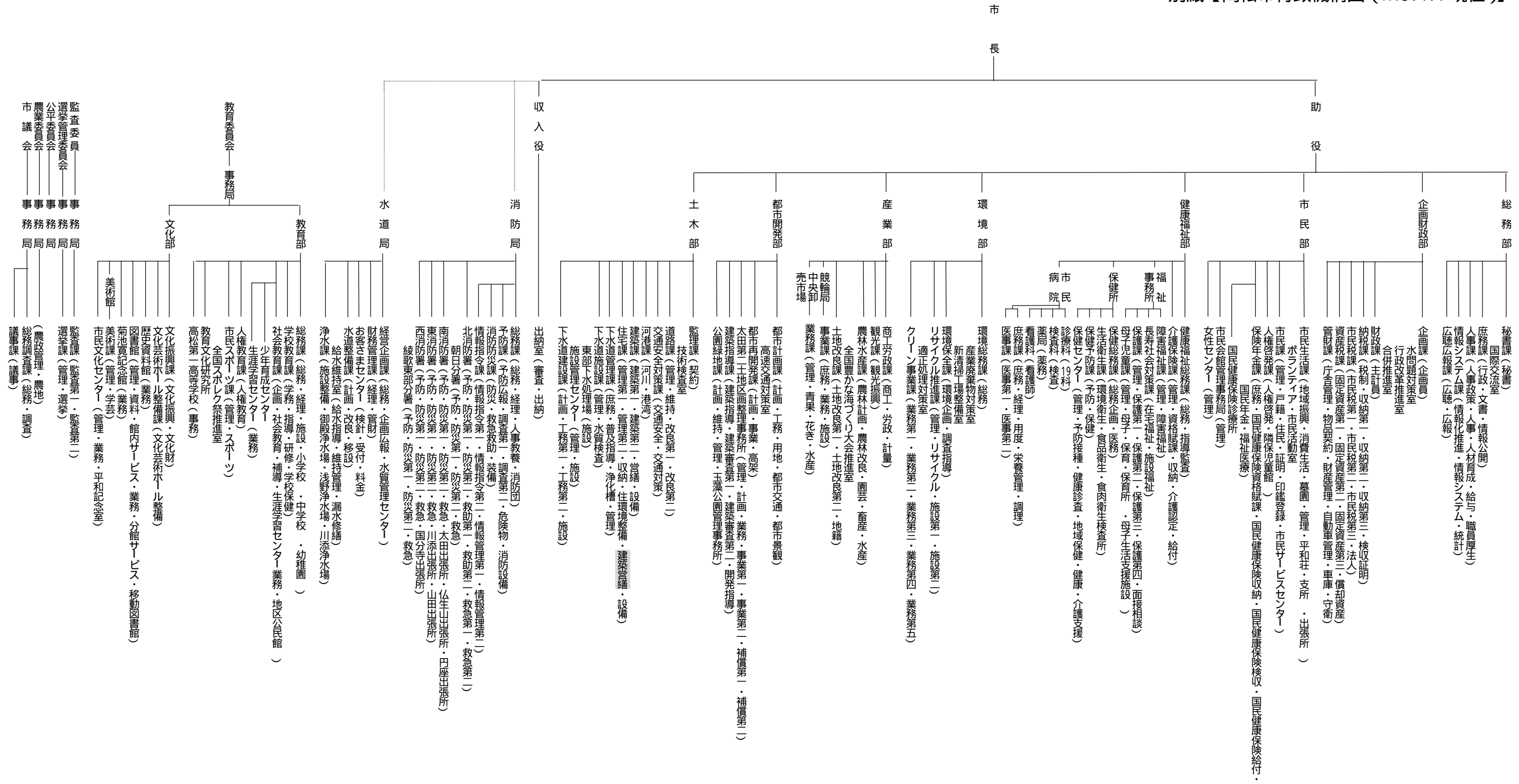
現 況	
高 松 市	塩 江 町
1 町 数 203 2 大字数 0 3 字 数 0	1 町 数 1(塩江) 2 大字数 8(安原下〔4〕、安原上、安原上東、上西〔2〕) 3 字 数 90
先進地域の事例	
<p>新潟市 黒埼町の町字名については、黒埼町の意向を尊重する。 ただし、新潟市の現行の町名と紛らわしくないようにする。</p> <p>大船渡市 三陸町の区域の大字は、「三陸町綾里」、「三陸町越喜来」、「三陸町吉浜」とし、「大字」は表示しないこととする。 字は、現行のとおりとする。</p> <p>新居浜市 町・字の名称については、別子山村村においては、宇摩郡別子山村を新居浜市別子山村に置き換える。</p>	

慣行の取扱い(協定項目第12号)について

現 況	
高 松 市	塩 江 町
1 市章 	1 町章 
2 都市宣言 世界連邦都市宣言、交通安全都市宣言、環境美化都市宣言、非核平和都市宣言、人権尊重都市宣言、男女共同参画都市宣言	2 都市宣言 非核平和宣言、人権尊重の町宣言
3 市民憲章 高松市民のねがい	3 町民憲章 塩江町町民憲章
4 市の木 黒松	4 町の木 やまざくら
5 市の花 つつじ	5 町の花 合歓(ねむ)
上記は慣行の例示である。	上記は慣行の例示である。
先進地域の事例	
平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、 何らかの特例措置を設けている市 6市 / 特例を設けていない市 2市 / 合併協定書に記載のない市 2市	
新潟市 1 市民憲章は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼町民憲章については、黒埼地区の憲章として継承していく。 2 市民歌は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼町の町民歌については、黒埼地区の愛唱歌として伝承していく。 3 市の木、市の花は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼町の木については、黒埼地区の推奨の木として伝承していく。 4 消防出初式は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼地区の出初式も別々に実施する。 5 成人式は、新潟市の制度に統一する。	
新居浜市 1 市章 新居浜市の市章を用いるものとする。 2 名誉市民制度等 名誉市民制度及び表彰制度は、新居浜市の制度に統一する。 3 市民憲章等 新居浜市の市民憲章等を用いるものとする。 4 市の花 新居浜市の歌を用いるものとする。 5 市花・市樹 新居浜市の市花・市樹を用いるものとする。	

事務組織及び機構の取扱い(協定項目第13号)について

現 況			
高 松 市		塩 江 町	
1 部局等の数	部局14(部長級職員を配置している外局を含む。) 課 87(課内室13を除く。)	1 部局等の数	部局0 課 10
2 支所・出張所の数	支所1、出張所21	2 支所・出張所の数	支所2、出張所0
3 行政機構図	別紙のとおり	3 行政機構図	別紙のとおり
先進地域の事例			
平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、旧町村役場を支所として存続させている市		10市	
<p>新潟市 黒埼町役場は、地区事務所とする。 ただし、当分の間、地方自治法上の支所とする。 支所の組織については、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図る。 住民生活に直接影響を与えない管理部門は早期に統合する。</p> <p>福山市 執行機関の組織については、住民サービスの低下を来さないよう適切に措置するものとする。 内海町の区域を所管区域とする支所を設置するものとする。(内海町の)内浦支所のあり方については、今後、事務レベルで協議する。</p> <p>廿日市市 1 合併後の組織機構は、次の方針により整備する。 ・住民サービスの低下を招かない組織機構 ・住民の課題へ迅速かつ的確に対応できる組織機構 ・市民が利用しやすく、わかりやすい組織機構 ・簡素で効率的な組織機構 ・指揮命令系統が明確な組織機構 ・新たな行政需用(課題)に対応できる組織機構 ・地方分権に柔軟に対応できる組織機構 ・合併建設計画を円滑に推進できる組織機構 2 現在の佐伯町役場及び吉和村役場は、支所とする。その組織は、合併後の事務を円滑に執行するため、現行の組織を基本とし、管理部門等の統合など、段階的な再編、見直しを行う。 3 本庁で一括処理することが適している事務は、本庁で処理するものとし、必要な体制の整備を図る。</p> <p>新居浜市 現在の別子山村役場は、当面、支所として存続させるものとする。支所の組織については、住民サービスに急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを行うものとする。</p>			



別紙【塩江町行政機構図(H15.4.1現在)】



条例・規則等の取扱い(協定項目第14号)について

現		況	
高松市		塩江町	
1 条例	230本	1 条例	155本
2 規則	278本	2 規則	123本
3 規程等	164本	3 規程等	59本
(平成15年4月1日現在)		(平成15年4月1日現在)	
先進地域の事例			
<p>福山市 福山市の条例及び規則を適用するものとする。 ただし、各種協議事項等の調整方針と関係する条例及び規則については、その調整を踏まえて規定の整理を行うものとする。</p> <p>新居浜市 新居浜市の条例、規則等を適用する。 ただし、別子山村にのみ定めのある条例、規則等のうち、新居浜市に引き継ぐものについては、現行の例による。 各種協議事項等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて規定の整理を行うものとする。</p>			

特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第15号）について

現		況	
高松市		塩江町	
1 市長	1人	1 町長	1人
2 助役	2人	2 助役	1人
3 収入役	1人	3 収入役	1人（助役兼掌）
4 教育長（教育委員会委員）	1人	4 教育長（教育委員会委員）	1人
<p>特別職の職員については、上記のほか、議会の議決・同意によって就任する者等が含まれるとされているが、その範囲については、地域によって取扱いが異なる。</p>		<p>特別職の職員については、上記のほか、議会の議決・同意によって就任する者等が含まれるとされているが、その範囲については、地域によって取扱いが異なる。</p>	
先進地域の事例			
<p>新潟市 合併協定書の記載内容 黒埼町の特別職（三役及び教育長）の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。</p> <p>潮来市 合併協定書の記載内容 牛堀町の常勤の特別職の職員（三役及び教育長）の取扱いについては、両町の長が協議して定めるものとする。</p>			